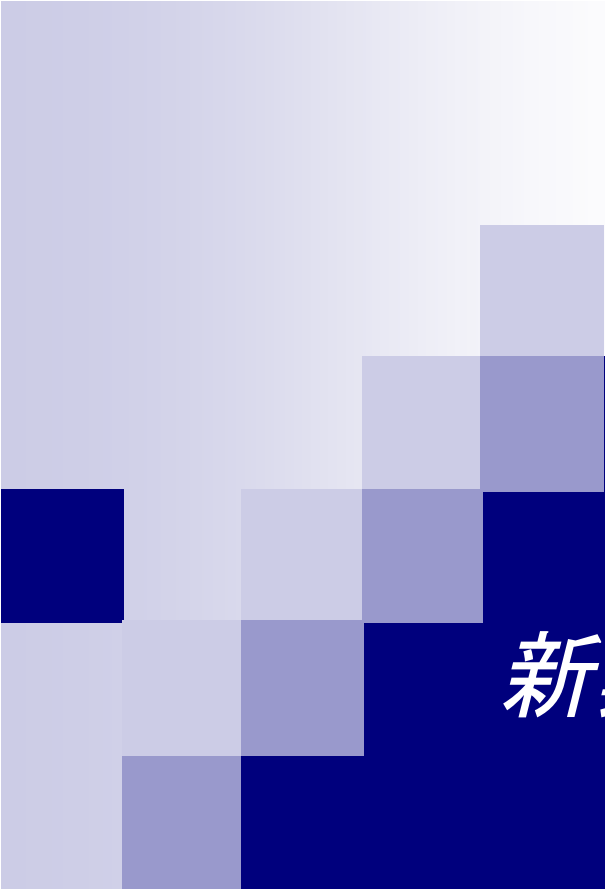


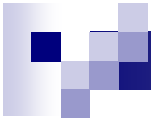


JIPA知財シンポジウム

新興国におけるイノベーションの 現状と課題

2014年2月24日
於：東京国際フォーラム

永田晃也
(九州大学大学院経済学研究院)



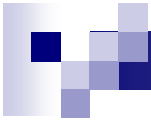
開発途上国・新興国のイノベーションは どのように見られてきたか

- 1980年代まで:「イノベーションは先進国で起こる」
 - 南北間格差を背景とした技術移転論
 - ピアソン委員会報告(1969)、国連(1988)
 - 「適正技術」(appropriate technology)論
 - シューマツハ(1974)、OECD(1976)、UNIDO(1979)
- 1990年代:見方の転換期
 - 途上国ではFDIに対する自由化が進展
 - NIEs等の台頭を背景とした「東アジアの奇跡」論争
 - 世界銀行(1993)、クルーグマン(1994)
- 2000年代以降:「イノベーションは途上国・新興国でも起こる」
 - 途上国の二極化と経済格差の拡大
 - 「BOP :Bottom of the Pyramid」を市場とするイノベーション戦略
 - プラハラード(2005)
 - 新興国オリジンのイノベーションへの関心
 - ゴビンダラジャン他(2012)、ラジュ他(2012)



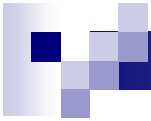
「リバース・イノベーション」

- V.Govindarajan and C.Trimble, *Reverse Innovation*, 2012.
 - 邦訳『リバース・イノベーション:新興国の名もない企業が世界市場を支配するとき』ダイヤモンド社
- 定義:「途上国で最初に採用されたイノベーション」
 - 「グローカリゼーション」(先進国で開発された製品を新興国市場向けに改良するアプローチ)と対比される。
- 事例:スポーツドリンク「ゲータレード」
 - 1960年代初め、コレラが大流行していた南アジア諸国に赴いた西洋の医師たちが、民間療法で用いられていた飲料を発見したことがきっかけとなる。
- 事例:GEヘルスケアの携帯型心電計
 - 最も多い死因が心臓発作である一方、広大な農村地帯に診療所や開業医が極めて少ないインドにおいて、携帯性に優れ、低価格の心電計を開発。



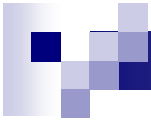
「ジュガード・イノベーション」

- N.Radjou, J.Prabhu and S.Ahuja, *Jugaad Innovation*, 2012.
 - 邦訳『イノベーションは新興国に学べ！』日本経済新聞社
- 定義：「常識にとらわれない思考と行動によって問題に対処すること、（中略）シンプルな手法によって臨機応変な解決策を見出すこと、より少ないもので、より多くを成し遂げること。」
 - ヒンディー語の「ジュガード」が、「革新的な問題解決の方法」、「独創性と機転から生まれる即席の解決法」を意味することに由来。
 - 新興国市場で多くみられるが、かつては欧米でも大きな役割を果たした、とされる。
 - 巨額の研究開発費を要する体系的な方法と対比される。
- 事例：インドの陶工が開発した粘土製冷蔵庫「ミティクール」
 - 村民が水を冷やしておくために粘土製の壺を使用していたことに着想を得て開発。米ドルにして50ドルの製品として大量生産され、海外にも販売された。



新興国及び国際連携にとっての政策課題

- 「リバーズ・イノベーション」等として取り上げられた新興国オリジンの製品イノベーションは、プロセスの担い手によって以下のようにタイプ分けすることができる。
 1. 先進国企業の現地法人が新興国市場向けに開発した製品。
 2. 新興国内のローカル・ナレッジを源泉として、先進国企業が開発した製品。
 3. 新興国内のローカル・ナレッジを源泉として、新興国企業が開発した製品。
- タイプ1は、BOPビジネスの一例として理解できる。このタイプのイノベーションを促進することは、基本的に先進国企業にとっての戦略課題である。
- タイプ2及び3のイノベーションの促進は、新興国ないし国際連携にとっての政策課題を提起する。イノベーションから得られる利益がローカル・ナレッジの所有者に還元されなければ、経済格差の縮小に帰結しない。



制度設計に関する若干の問題提起

- 途上国において90年代にFDIに対する自由化が進展した背景には、高いローカルコンテンツ要求を伴う保護主義の下では国内市場向けの生産拠点を呼び込むことができず、産業基盤の高度化に結びつかないという議論があった。
- しかし、まだ事例は少ないとは言え、「リバーズ・イノベーション」の存在は、新興国固有のニーズに対応した製品でも国際競争力を持ち得ることを示している。
- 一方、先進国企業によってローカルナレッジの乱獲が行われると、イノベーションの源泉がその多様性を損なわれる虞もある。この点は、保護主義を正当化する根拠となる。
- スティグリッツ他(2005)は、そもそも知的財産権を貿易協定のアジェンダに含めるべきではないと主張している。しかし、それが既に俎上に上っている現在においては、知的財産権の「フェアトレード」に関する検討を避けられない。